

# 鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画

(平成28年度～平成37年度)

鳥 取 市

(平成27年12月)

<b>第1章 基本計画策定の趣旨等</b>	<b>1</b>
1 基本計画策定の趣旨	
2 基本計画の施策対象の範囲	
3 計画期間	
<b>第2章 現状及び課題</b>	<b>2</b>
1 犯罪の現状	
2 生活環境の変化	
3 課題	
<b>第3章 基本計画の基本的な考え方</b>	<b>3</b>
1 自らを守る意識の高揚	
2 連携体制・情報共有の推進	
3 協働による地域防犯活動の推進	
4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	
<b>第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進</b>	<b>4</b>
1 市の取り組み	
2 市民の取り組み	
3 事業者の取り組み	
4 土地所有者等の取り組み	
<b>第5章 基本計画を推進するにあたって</b>	<b>14</b>
1 実施計画の策定	
2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会	
3 庁内連携体制の充実	
4 基本計画の変更について	
<b>資料</b>	<b>鳥取県における犯罪等の現状</b>

# 第1章 基本計画策定の趣旨等

## 1 基本計画策定の趣旨

犯罪を未然に防止し、犯罪の被害に遭わずに市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心して暮らせるまちづくり」という。）を推進するためには、市並びに市民、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）並びに警察その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）がより連携を深め、活動を継続して行うことが重要です。

本市では、平成18年1月1日に、犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりについて基本理念、基本計画等を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とした「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、同条例に基づき、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

この度、平成18年度から平成27年度までの計画期間の終了に合わせ、社会情勢の変化等に対応するため、基本計画の見直しを行い、改めて平成28年度からの10年間の基本計画を策定するものです。

## 2 基本計画の施策対象の範囲

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、犯罪対策、防犯対策及び犯罪被害者支援について総合的に取り組む必要があります。

この基本計画は、それらの取り組みの中でも市民に最も身近な基礎自治体として、地域の身近な課題として取り組むべき地域防犯の推進を対象とします。

## 3 計画期間

この基本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

## 第2章 現状及び課題

### 1 犯罪の現状

鳥取県内における平成26年の刑法犯認知件数は4,077件で前年より202件減少し、11年連続で減少しています。

同様に、本市においても、前年より158件減少し、1,491件となっており、概ね減少傾向で推移しています。

また、窃盗犯が県内における刑法犯認知件数の77%を占め、そのうち無施錠による被害は、全国水準を大きく上回っている現状にあります。

さらに、近年は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増加し、その手口も多様化、巧妙化しており、特に、高齢者を中心に被害が多くなっています。

### 2 生活環境の変化

少子・高齢化及び国際化や高度情報化社会の進展は急速に進行しており、これらの社会情勢の急激な変動がもたらす市民生活や地域社会への変化、個人の生活様式や価値観の多様化、高層マンションの増加等による地域の結びつきの希薄化は、将来を担う子どもたちに生活の知恵や規範意識を教える機会を少なくする一因となっています。

また、インターネットなどの情報通信技術の発達や、交通網の整備に伴う生活圏の拡大は、犯罪の新たな要因となっています。

### 3 課題

以上のような状況の下、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、

- ① 自らを守る意識の高揚
  - ② 連携体制・情報共有の推進
  - ③ 協働による地域防犯活動の推進
  - ④ 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備
- が重要であり、かつ課題ともなっています。

## 第3章 基本計画の基本的な考え方

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る、犯罪の起こりにくい環境をつくる」ことが重要です。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進にあたっては、これらを踏まえ、次の4点を基本的な方針とします。

### 1 自らを守る意識の高揚

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、町内会、地区公民館及び関係団体等との連携を強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識の高揚等に努め、犯罪のない地域社会を目指します。安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことであり、住民自らが防犯意識を持ち続けることはもちろんのこと、日頃から住民みんなが力をあわせ、地域で助け合っているよう、地域の実態にあったコミュニティを構築していくことが必要です。

### 2 連携体制・情報共有の推進

防犯対策に取り組むにあたっては、犯罪に関する情報を素早く得る必要があります。市・市民等・関係機関等がお互いに連携をとり合い、情報の共有化を図ることが重要です。

### 3 協働による地域防犯活動の推進

地域の安全を確保し、より大きな効果をあげるためには、各地域において、市・市民等・関係機関等が一体となって地域防犯活動に取り組むことが不可欠です。そして、地域に住む人たちが、お互いに助け合い、話し合いながら、よりよい環境、より豊かな暮らしを求めて、安全で安心して暮らせる社会を築いていくことが、地域防犯活動の推進に向けた重要な要素です。

### 4 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪の発生しにくい環境づくりには、防犯の視点を取り入れた施設整備等のハード面や施設の維持管理等のソフト面に対する施策が必要です。

## 第4章 安全で安心して暮らせるまちづくり施策の推進

### 1 市の取り組み

市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民等と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

#### (1) 知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する知識を持つことが必要です。市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

##### ア 地域の防犯意識の高揚

市民を中心とした団体、企業・金融機関・商店等を中心とした各種団体、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等の協力によって、市民等への防犯情報の周知と市民等からの防犯情報の収集を行い、地域防犯意識の高揚を図ります。

##### イ 広報活動の推進

防犯に関する知識を普及・啓発するため、報道機関への情報提供を行うとともに、市報、ホームページ、登録制メール、出前講座等の活用によって、防犯情報を積極的に提供し、広報活動の推進強化を図ります。

##### ウ 市主催イベントにおける啓発活動

市主催イベントにおいて、チラシ等を配布することにより、防犯意識の啓発に努めます。

##### エ 事業者への啓発活動等

事業者に対し、従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには、地域住民と連携して安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう協力依頼を行うとともに、支援施策についても検討します。

#### (2) 地域防犯活動の支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民等や各種団体等が一体となり、幅広く活動していくなどの地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。また、相談しやすい環境をつくることで、より一層の推進に努めます。

## **ア 地域防犯活動の支援及び相談体制の充実**

地域における犯罪発生状況や発生場所などについて、警察からの情報をもとに市民等に提供するとともに、自主防犯活動団体への支援を行います。また、窓口や電話による相談体制を充実し、被害につながるおそれがある内容については、関係機関等への連絡等を行います。

## **イ 表彰の実施**

安全で安心なまちづくりの推進に顕著な功績があった市民等や各種団体を表彰します。

### **(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進**

犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要です。特に、道路・公園・駐車場など公共施設等の整備や維持管理にあたっては、次の施策を推進します。

#### **ア 道路照明灯及び防犯灯の整備**

道路照明灯の設置については、夜間における交通事故防止と円滑な交通を確保するためだけでなく、夜間における歩行者等の通行の安全確保を視野に入れ整備を行います。また、防犯灯の設置については、まちを明るくし歩行者の安全を確保するとともに、ひったくりなどの犯罪の防止を図るため、町内会等と協議を行いながら効果的な整備を実施します。

#### **イ 防犯カメラの整備**

防犯カメラについては、犯罪の捜査に役立つのみでなく、犯罪の抑止効果への期待もあることから、効果的な整備の促進について、プライバシーの保護に留意しつつ、関係機関等の意見を踏まえながら検討していきます。

#### **ウ 駐車場及び自転車駐輪場等における安全対策**

駐車場については、自動車盗難や車上狙いを防止するための施設の整備や管理運営強化に努めます。また、自転車駐輪場についても、防犯に配慮した施設整備や管理運営の強化に努めます。

#### **エ 公園や公衆トイレにおける安全対策**

公園においては、死角をつくらない樹木等の配置や照明灯の整備とともに、公園などに公衆トイレを設置する場合には、周囲からの見通しや照度の確保、防犯ベルの設置など、個々の立地条件、利用状況等を勘案し整備することとし、施設の適正な維持管理に努めます。

#### **オ 建物における安全対策**

防犯性を高めるため、死角になりやすい場所の解消を図る等、市民が安心して利用できる建物の整備に努めます。

## **カ 市有地における安全対策**

市有地については、安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

## **キ 通学路等の安全対策**

学校、保護者、地域住民、教育委員会、道路管理者及び警察による合同点検の結果を踏まえ、児童・生徒などが日常的に通学・通園等に利用している通学路等の適正な整備・維持管理に努めます。

## **(4) 保育・幼稚園、小・中学校等における安全対策の推進**

### **ア 保育・幼稚園、小・中学校等の防犯管理体制の整備**

保育・幼稚園、小・中学校等（以下「学校等」という。）は、園児・児童・生徒等（以下「児童等」という。）が一日の大半を過ごす生活の場であり、児童等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。

### **イ 侵入者の防止対策**

学校等の施設への出入り口をできるだけ少ない箇所限定するとともに、防犯カメラ、非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

### **ウ 保護者、地域、関係機関等との連携の強化**

児童等の登下校時等の安全確保を図るため、積極的に情報を発信するなど、保護者、地域、関係機関等との連携の強化を行います。

### **エ 「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充**

地域における家庭や事業者等の協力を得て、子どもたちが危機感を感じたときに駆け込み、身の安全を確保するための「こども（かけ込み）110番の家・店」等の拡充を行います。

### **オ 安全教育の充実**

各種事件や事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施し、児童等が防犯についての知識を身につけ、危険を回避する方法等について理解するとともに、自ら安全な行動がとれるよう努めます。

特に、児童等が、急速に普及したスマートフォン等を、知識が浅い状態で利用してしまうことに起因して、個人情報流出や著作権の侵害等のトラブルに巻き込まれる事例も発生しており、適正な利用についての教育を行います。

### **カ 子どもたちの参画による安全対策の推進**

子どもたちと協力して行う「地域安全マップ」づくりを通し、通学路周辺の危険箇所の確認や点検を行うなどの被害防止教育を推進します。



## **キ 施設及び通学路周辺の安全点検**

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

### **(5) 青少年を対象とした施策の推進**

青少年の健全育成及び非行の防止を図るため、関係機関等と連携し、青少年の街頭補導、相談及び広報啓発等の活動を推進します。

### **(6) 高齢者、障がいのある人を対象とした施策の推進**

高齢者や障がいのある人が、自らの生活の安全を確保していくうえで必要とされる知識の普及や啓発を実施するとともに、具体的な方策について、関係機関等と協議検討を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、有効な施策の推進に努めます。

### **(7) 人材の育成**

地域において、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するため、関係機関等との連携のもと、市民等を対象とする研修会やリーダー養成講習会等を企画するとともに、研修会等への計画的な参加による人材育成に努めます。

### **(8) 空き家等の適正な管理の促進**

十分な管理がされず放置された空き家等は老朽化し、倒壊等のおそれがあります。このため、危険な空き家等の所有者等に対し適正な管理を促していきます。

### **(9) 推進体制・情報共有の充実**

地域の実情を考慮し施策を総合的に推進するため、市民等や関係機関等との連携体制・情報共有を充実します。

## 2 市民の取り組み

市民は、「自らの安全は自らで守り、自らの地域は自らで守る」ことが安全で安心して暮らせるまちづくりの原点であることを自覚したうえで、地域住民や警察、各種団体等と相互に連携をとり、一体となって地域の実情にあった啓発活動を実施します。あわせて、一人ひとりから地域全体にいたるまで幅広く防犯に関する正しい知識を持ち、防犯意識の高揚を図るとともに、積極的な地域防犯活動に取り組みます。

### (1) 知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関する正しい知識を持つことが必要です。防犯知識の習得と啓発活動に積極的に参加するため、次の活動を実施します。

#### ア 地域の防犯意識の高揚

市、警察、市民を中心とした団体、企業・金融機関・商店等を中心とした各種団体、さらに、市民に身近なコンビニエンスストア等から得られる防犯情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

#### イ 防犯知識の習得

市や警察等が開催する研修会や講習会等へ積極的に参加し、防犯に関する正しい知識の習得に努めます。

#### ウ 啓発活動への参加

市、関係機関が実施する街頭キャンペーン、研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

#### エ 情報の収集・提供

市報、ホームページ、チラシ、ポスター、登録制メール等から得られる防犯に関する情報の収集に努めるとともに、警察・市・市民等へ情報の提供を行うことによって、地域における防犯対策の向上に努めます。

### (2) 地域防犯活動の実施等

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動の実施に努めます。

#### ア 地域防犯活動の実施

市や警察等から得られる地域の防犯情報や、研修会・講演会等で習得した防犯に関する知識を活用し、地域が一体となって、防犯パトロールなど地域防犯活動の実施に努めます。

## **イ 身の回りの安全点検**

「自らの安全は自らで守る」ことを基本に、防犯に関する研修会等で習得した防犯に関する知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検を行います。

## **ウ 地域における安全点検**

自らの地域は自らで守っていけるよう、住民がお互いに連携・協力し、地域の安全点検を行うとともに、地域安全マップを作成することによって、地域コミュニティ意識の向上を図ります。

### **(3) 私有地及び建物の適正な維持管理**

土地や建物を所有又は管理している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。また、空き家や空き店舗となった建物についても適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

### **(4) 学校等における安全対策の推進**

#### **ア 登下校時等における子どもの安全確保**

保護者や学校等の管理者並びに市と連携し、登下校時の声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

#### **イ 「こども（かけ込み）110番の家」等への協力**

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の家」等の指定に積極的に協力します。

#### **ウ 施設及び通学路周辺の安全点検**

定期的に施設及び通学路周辺を点検し、施設管理者等との情報の共有化を行います。

### **(5) 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施**

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域で連携して、地域防犯活動の実践に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、地域での効果的な防犯対策の推進に努めます。

### **(6) 人材育成への協力**

#### **ア 防犯リーダー育成への協力**

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等への積極的な参加に努めます。

## **イ 防犯リーダーを中心とした防犯対策の推進**

防犯リーダーを中心とし、地域における積極的かつ効果的な防犯対策の実施に努めます。

## **(7) 推進体制への参加・協力**

市・事業者・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

### 3 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域防犯活動に取り組みます。

#### (1) 知識の習得と啓発活動への参加

##### ア 防犯意識の高揚

市や警察から発信される地域における防犯情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

##### イ 防犯知識の習得

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯知識の習得に努めます。

##### ウ 啓発活動への参加

市や関係機関が実施する街頭キャンペーンや研修会等、安全で安心して暮らせるまちづくり活動の一環として行われる各種啓発活動へ積極的に参加・協力します。

#### (2) 地域防犯活動への参加・協力等

##### ア 地域防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなど地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

##### イ 事業所等の安全点検

事業所において、自分たちの地域は自分たちで守っていけるよう、地域と連携・協力して、事業所及び地域の安全点検に努めます。

#### (3) 私有地及び建物等の適正な維持管理

##### ア 土地や建物の適正な維持管理

事業者が所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び安全点検を実施します。

##### イ 施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備の整備が求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

#### **(4) 学校等における安全対策の推進**

##### **ア 登下校時等における子どもの安全確保**

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、登下校時における子どもの安全対策として、声かけ運動、緊急時の避難・保護、児童等への助言、警察等への通報・連絡等の実践に努めます。

##### **イ 「こども（かけ込み）110番の店」等への協力**

子どもたちが危険を感じたときに駆け込み、身の安全を確保できるよう、「こども（かけ込み）110番の店」等の指定に積極的に協力します。

#### **(5) 高齢者、障がいのある人を対象とした防犯対策の実施**

高齢者や障がいのある人が犯罪の被害者とならないよう、地域と連携して、地域防犯活動の実践に努めます。

特に、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺については、事業所での被害防止の実施に積極的に協力します。

#### **(6) 人材育成への協力**

地域防犯活動を推進する原動力となるため、市や警察等が開催する人材育成の研修会・講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に協力します。

#### **(7) 推進体制への参加・協力**

市・市民・土地所有者等及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

#### **4 土地所有者等の取り組み**

土地所有者等は、本市に所有又は管理する土地及び建物の適正な維持管理を行うことにより、犯罪が発生しにくい環境の保持を行います。

##### **(1) 防犯知識の習得**

市や警察から提供される防犯情報や、防犯に関する研修会・講習会等を積極的に活用し、防犯知識の習得に努めます。

##### **(2) 土地や建物の適正な維持管理と防犯対策**

###### **ア 土地や建物の適正な維持管理**

所有又は管理している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理及び定期的な安全点検を実施します。

###### **イ 施設等の防犯対策**

防犯に配慮した施設等を整備することが求められており、特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等防犯対策に努めます。また、空き家・空き店舗となった建物についても、適正な維持管理や定期的な安全点検を行います。

##### **(3) 推進体制への参加・協力**

市・市民・事業者及び関係機関等との連携を強化し、施策を着実かつ円滑に推進するため、連携体制に積極的に参加・協力します。

## 第5章 基本計画を推進するにあたって

### 1 実施計画の策定

基本計画の施策の具体的な実施指針となる短期計画としての実施計画を策定し、計画的、効果的な推進を図ります。

### 2 鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会

鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会では、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本的事項について調査・審議して、より実情に沿った取り組みが、的確かつ効果的に実施できるよう協議します。

### 3 庁内連携体制の充実

本市においても、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策を行う関係部局が連携し、各施策等を円滑に実施できるよう、庁内連携体制を強化し、実効的な推進を図ります。

### 4 基本計画の変更について

基本計画は、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境の変化などに検討を加え、必要に応じて修正を行うものとします。



**【資料】**

**鳥取県における犯罪等の現状（平成27年10月28日調製）**

**(1) 刑法犯認知件数**

刑法犯認知件数は、戦後最多となった平成15年の9,302件から11年連続で減少し続け、平成26年には4,077件と戦後最少となっています。全国でも刑法犯認知件数は減少しており、その中において鳥取県は秋田県に次ぐ少なさとなっています。しかしながら、犯罪率（人口千人当たりの認知件数）は、ここ数年全国30位前半で推移しており、必ずしも良好とは言えません。

		H15年	H23年	H24年	H25年	H26年	<参考> H27年
鳥取県	認知件数	9,302件	4,941件 (3,766)	4,313件 (3,179)	4,279件 (3,161)	4,077件 (3,117)	—件 (2,535)
	犯罪率	15.2件	8.4件	7.4件	7.4件	7.1件	—件
鳥取市	認知件数	3,309件	1,733件	1,494件	1,649件	1,491件	—件 (866)
	犯罪率	—件	9.0件	7.6件	8.5件	7.7件	—件

(注) 認知件数の( )内は、各年の10月5日現在の数値。

**(2) 刑法犯の発生場所**

刑法犯の発生場所は、駐車（輪）場が29.5%と最も多く、小売業・飲食店、住宅の順となっています。

鳥取県	H26年	
認知件数	4,077件	構成比
駐車（輪）場	1,201件	29.5%
小売業・飲食店	1,088件	26.7%
住 宅	666件	16.3%
公園・道路等	263件	6.5%
学校（幼稚園）	71件	1.7%
空 き 地	25件	0.6%
そ の 他	763件	18.7%

**(3) 罪種別認知件数**

平成26年の罪種別では、窃盗犯が全体の77%を占め、次いで詐欺などの知能犯、傷害などの粗暴犯、わいせつ等の風俗犯、強盗などの凶悪犯の順となっています。

鳥取県		H23年	H24年	H25年	H26年	
認知件数		4,941件	4,313件	4,279件	4,077件	構成比
包括 罪 種 別	窃盗犯	3,799件 (1,301)	3,292件 (1,095)	3,215件 (1,230)	3,141件 (1,162)	77.0% (77.9)
	知能犯	157件	176件	167件	138件	3.4%
	粗暴犯	157件	178件	160件	121件	3.0%
	風俗犯	25件	39件	42件	32件	0.8%
	凶悪犯	16件	18件	18件	16件	0.4%
	その他	787件	610件	677件	629件	15.4%

(注) 窃盗犯の( )内は、鳥取市の件数。

**(4) 住宅対象の侵入窃盗（空き巣、忍び込み、居空き）の侵入状況**

平成26年の住宅対象の侵入窃盗は、無施錠箇所からの侵入が77.4%を占めています。

鳥 取 県		H23年		H24年		H25年		H26年	
総 件 数		253件	構成比	155件	構成比	153件	構成比	159件	構成比
侵入 口 別	縁側・ベランダ	25件	9.9%	18件	11.6%	10件	6.5%	30件	18.9%
	表 出 入 口	75件	29.6%	31件	20.0%	53件	34.6%	47件	29.6%
	窓	69件	27.3%	39件	25.2%	36件	23.5%	44件	27.7%
	その他の出入り口	48件	19.0%	28件	18.1%	27件	17.6%	23件	14.5%
	そ の 他	36件	14.2%	39件	25.2%	27件	17.6%	15件	9.4%
侵入 方 法 別	施 錠 な し	209件	82.6%	89件	57.4%	110件	71.9%	123件	77.4%
	ガ ラ ス 破 り		4.0%		16.1%		12.4%		8.2%
	合 鍵		1.6%		10.3%		1.3%		2.5%
	そ の 他		11.9%		16.1%		14.4%		11.9%

(注) 進入方法別のガラス破り、合鍵、その他の件数は、公表されていません。

**(5) 車上ねらい、乗り物盗被害の施錠状況**

車上ねらい、乗り物盗の件数は、自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、自動車盗の順で多くなっています。いずれも、無施錠（自動車盗、オートバイ盗はキー付）による被害の比率が全国平均と比べて高くなっています。

			H23年		H24年		H25年		H26年	
			全 国	鳥取県	全 国	鳥取県	全 国	鳥取県	全 国	鳥取県
車上ねらい	総 件 数		111,771件	371件	102,798件	319件	89,039件	274件	75,289件	286件
	うち、	件数	45,805件	287件	42,227件	269件	40,043件	236件	35,636件	202件
	施錠なし	率	41.0%	77.4%	41.1%	84.3%	45.0%	86.1%	47.3%	70.6%
自動車盗	総 件 数		24,928件	24件	21,070件	35件	21,595件	11件	16,104件	14件
	うち、	件数	6,295件	19件	5,486件	29件	5,158件	6件	4,279件	6件
	キー付	率	25.3%	79.2%	26.0%	82.9%	23.9%	54.5%	26.6%	42.9%
オートバイ盗	総 件 数		67,776件	60件	59,469件	34件	51,588件	43件	43,720件	33件
	うち、	件数	16,364件	40件	14,547件	29件	13,265件	20件	11,613件	16件
	キー付	率	24.1%	66.7%	24.5%	85.3%	25.7%	46.5%	26.6%	48.5%
自転車盗	総 件 数		337,569件	1,199件	303,745件	862件	305,003件	898件	292,221件	978件
	うち、	件数	188,545件	826件	175,947件	639件	181,364件	680件	170,337件	749件
	施錠なし	率	55.9%	68.9%	57.9%	74.1%	59.5%	75.7%	58.3%	76.6%

(6) 特殊詐欺の認知件数及び被害金額

振り込み詐欺の平成26年の認知件数は17件、被害金額は8,265万円となっており、被害金額が4年連続で増加しています。

鳥取県		H23年		H24年		H25年		H26年		〈参考〉 H27年	
		認知 件数	被害 金額	認知 件数	被害 金額	認知 件数	被害 金額	認知 件数	被害 金額	認知 件数	被害 金額
振り 込 め 詐 欺	オレオレ詐欺	10	800	6	1,049	5	1,663	1	114	5	1,177
	架空請求詐欺	0	0	3	29	7	1,533	14	7,924	13	1,658
	融資保証金詐欺	1	43	1	136	0	0	1	26	0	0
	還付金等詐欺	2	289	1	49	4	285	1	199	3	468
	小計	13	1,132	11	1,265	16	3,482	17	8,265	21	3,304
類 似 詐 欺	金融商品等 取引名目	0	0	4	1,879	5	1,955	*	*	—	—
	ギャンブル必勝 情報提供名目	2	613	2	3,599	1	300	*	*	—	—
	異性との交際 あっせん名目	0	0	0	0	1	1	*	*	—	—
	その他	0	0	0	0	6	3,450	*	*	—	—
合計	15	1,745	17	6,741	29	9,187	17	8,265	21	3,304	

(注) 平成27年は、9月末現在の数値。

1万円未満の数字については、切り捨てて計算。

平成26年及び27年の類似詐欺の件数等については、平成27年10月28日現在、未公表。

特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまして、不正に調達した架空・他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、被害者に財物を交付させるなどの詐欺です。

特 殊 詐 欺	振り込み詐欺（4種類）	
	オレオレ詐欺	親族・警察官・弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	架空請求詐欺	郵便・インターネット・メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等を名目にして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	還付金等詐欺	市町村の職員等を装い、税金の還付金等に必要手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間送付により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺
振り込み詐欺以外の特殊詐欺		
金融商品等 取引名目	実際には、対価ほどの価値がない有価証券・外国通貨又は全くの架空の有価証券等について、電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入を申し込んできた被害者に有価証券等を交付するなどして、その購入名目で現金を口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺	
ギャンブル必勝 情報提供名目	不特定の者に対して、パチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭をだまし取る詐欺	
異性との交際 あっせん名目	不特定多数の者が購読する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定の者に対して、「女性紹介」等と記載したメールを送信するなどし、女性の紹介等を求めてきた者に対して一度だけ女性と合わせたり、女性に関する虚偽の情報を提供したりした後、会員登録料や保証金などの名目で現金を口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺	

## (7) 少年犯罪

少年による刑法犯の検挙件数は、戦後最高であった平成13年の1,125人を頂点に減少傾向で推移し、特に、平成16年以降は大幅に減少しています。平成26年は183人で前年に比べ88人減少し、戦後で最も少なくなりました。

### ア 刑法犯検挙人員に占める少年の割合

鳥取県	H13年	H16年	H23年	H24年	H25年	H26年
検挙人員	2,167人	2,081人	1,270人	1,293人	1,180人	1,042人
うち少年	1,125人	794人	337人	280人	271人	183人
少年の割合	51.9%	38.2%	26.5%	21.7%	23.0%	17.6%

### イ 全国で少年が被害者となった凶悪犯の罪種別認知件数

全国	H23年	H24年	H25年	H26年
凶悪犯	962件	1,019件	969件	905件
殺人	123件	110件	103件	133件
強盗	312件	342件	306件	261件
放火	1件	2件	3件	5件
強姦	526件	565件	557件	506件

### ウ 全国で少年が被害者となった粗暴犯の罪種別認知件数

全国	H23年	H24年	H25年	H26年
粗暴犯	12,010件	12,838件	12,262件	10,911件
暴行	4,851件	5,338件	5,394件	5,035件
傷害	5,025件	5,337件	5,056件	4,339件
脅迫	276件	393件	438件	494件
恐喝	1,858件	1,770件	1,374件	1,043件

## (8) 子どもに対する声かけ

平成26年に発生した声かけ等の対象者別発生件数は39件で、そのうち子どもに対する声かけ事案が37件発生しています。対象者は、小学生が18件と最も多く、次いで高校生が10件、中学生が8件、未就学児が1件となっています。時間帯は午後4時から午後6時までの間が最も多く、平成26年では全体の約36%を占めています。

### ア 声かけ等の対象者別発生件数

鳥取県	H23年	H24年	H25年	H26年
未就学児	0件	0件	1件	1件
小学生	27件	36件	14件	18件
中学生	12件	19件	5件	8件
高校生	26件	22件	12件	10件
成人	0件	0件	0件	2件
合計件数	65件	77件	32件	39件

### イ 声かけ等事案の時間別発生状況

鳥取県	00～06時	06～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時	時間不詳
H23年	1件	9件	3件	4件	17件	17件	9件	4件	1件	0件
H24年	0件	5件	3件	7件	11件	31件	12件	5件	2件	1件
H25年	0件	4件	2件	1件	6件	14件	1件	3件	1件	0件
H26年	0件	7件	0件	2件	6件	14件	6件	3件	1件	0件

(9) 女性への犯罪（わいせつ犯）

わいせつ犯の女性被害者件数は、平成23年の18件から、平成24年には26件、平成25年には33件と2年連続で増加しました。平成26年は25件と減少に転じましたが、認知されていない件数が多い犯罪であることから、表面化していない事案があるものと思われます。

わいせつ犯の女性被害者件数及び年齢別被害者件数

鳥取県	総件数	12歳以下	13～19歳	20～29歳	30～59歳	60歳以上
H23年	18件	1件	13件	2件	2件	0件
H24年	26件	1件	10件	9件	6件	0件
H25年	33件	3件	15件	8件	6件	1件
H26年	25件	1件	12件	11件	1件	0件

(10) 高齢者が被害者となった犯罪

高齢者（65歳以上）が被害者となった件数は、窃盗犯が最も多くなっています。

高齢者（65歳以上）が被害者となった刑法犯の罪種別認知件数

鳥取県 (H26年)	総件数		高齢者計		65～69歳		70～74歳		75歳～79歳		80歳以上	
	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	
総件数	2,807件	1,001件	434件	149件	152件	40件	114件	40件	80件	27件	88件	42件
凶悪犯	11件	6件	5件	2件	0件	0件	3件	1件	1件	0件	1件	1件
粗暴犯	120件	42件	7件	3件	3件	1件	0件	0件	2件	1件	2件	1件
窃盗犯	2,146件	715件	335件	108件	113件	32件	92件	28件	63件	18件	67件	30件
知能犯	66件	35件	33件	22件	6件	3件	5件	3件	8件	6件	14件	10件
風俗犯	27件	25件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
その他	437件	178件	54件	14件	30件	4件	14件	8件	6件	2件	4件	0件

(注) 法人、団体被害者、被害者なしを除く。

※ 「鳥取県における犯罪等の現状」に掲載した数値は、警察庁の「警察白書」、鳥取県警察本部の「犯罪統計」、「特殊詐欺の発生状況」によるものです。